

# 総務委員会議案説明資料

令和2年2月26日

件名	頁
1 第11号議案 旧入谷南小学校解体工事請負契約	3
2 第41号議案 足立区職員懲戒分限審査委員会条例	4
3 第42号議案 足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
4 第43号議案 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	9
5 第44号議案 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	15
6 第45号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	19
7 第46号議案 足立区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	21
8 第47号議案 足立区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	25
9 第48号議案 足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	28

- 10 第 4 9 号 議 案 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・ 3 0
- 11 第 5 0 号 議 案 足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例・・・ 3 3
- 12 第 5 1 号 議 案 足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条  
例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- 13 第 5 2 号 議 案 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例・ 3 7
- 14 第 5 4 号 議 案 旧上沼田中学校解体工事請負契約・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- 15 第 5 5 号 議 案 教師用指導書の購入について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- 16 第 5 6 号 議 案 新田学園新校庭その他工事請負契約の変更について・・・・ 4 2

(総 務 部)

# 第 1 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	旧入谷南小学校解体工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 明世・川口建設共同企業体 代表者 株式会社明世建設 代表取締役 繁田 美紀 東京都足立区平野三丁目 2 2 番 3 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 3 0 8, 6 6 0, 0 0 0 円 (落札率 8 1. 7 7 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 3 1 足総契契第 0 1 0 6 3 8 号</p> <p><b>4 工 期</b> 令和 3 年 3 月 1 9 日</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区入谷八丁目 1 1 番 1 号</p> <p><b>6 工事内容</b> (1) 工事概要・工事種別等 ア 解体工事 イ 外構一部撤去工事 ウ アスベスト除去工事 エ 埋戻、整地 (2) 解体建築物概要 ア 校舎棟 RC造 4階建 延床面積 4, 7 9 2. 1 9 m<sup>2</sup> イ 体育館棟 RC造一部鉄骨造 2階建 延床面積 8 7 6. 2 5 m<sup>2</sup> ウ その他 倉庫、受変電室、体育倉庫、自転車駐車場等</p> <p><b>7 そ の 他</b> (1) 仮契約年月日 令和 2 年 1 月 2 0 日 (2) 入札・開札年月日 令和 2 年 1 月 1 5 日 (3) 入札参加事業者数 5 建設共同企業体 (無効 1 建設共同企業体 不参加 1 建設共同企業体) (4) 予定価格 3 7 7, 4 7 3, 1 4 0 円 (事前公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

# 第 4 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員懲戒分限審査委員会条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>職員の懲戒及び分限並びに退職手当の支給制限等に関し、その適正を期するため、学識経験者及び区職員を構成員とする足立区職員懲戒分限審査委員会（以下「審査委員会」という。）を、区長の附属機関として設置する。</p> <p><b>1 制定内容</b></p> <p>（1）審査委員会の設置、その他審査委員会の構成等に係る以下の事項について規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 所掌事項</li> <li>イ 構成（学識経験者 2 名以内、区職員 5 名以内）</li> <li>ウ 委員長、副委員長及び幹事</li> <li>エ 会議の運営</li> <li>オ 会議の非公開</li> <li>カ 委員の守秘義務</li> <li>キ 規則への委任</li> </ul> <p>（2）本条例の付則において、足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例を改正し、同条例別表に、審査委員会における学識経験者に係る委員の報酬として、日額 1 8, 0 0 0 円を規定する。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>令和 2 年 4 月 1 日</p> <p><b>3 制定内容</b></p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	

## 足立区職員懲戒分限審査委員会条例（案）

## （設置）

第1条 職員に対する懲戒、分限等に関する処分の実施について、その適正を期するため、区長の附属機関として、足立区職員懲戒分限審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 審査委員会は、区長の諮問に応じ、区長が任命する一般職の職員（以下「職員」という。）に対する次に掲げる処分について審査し、区長に答申する。

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく懲戒処分
- （2） 地方公務員法第28条の規定に基づく職員の意に反する免職、休職、降任及び降給の処分
- （3） 足立区職員の退職手当に関する条例（昭和50年足立区条例第15号）第21条第1項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項から第5項までの規定に基づく処分

## （構成）

第3条 審査委員会は、区長が学識経験者のうちから委嘱する委員及び区職員である委員7人以内をもって組織する。

- 2 前項に規定する区職員に係る委員は、規則で定める職にある者をもって充てる。
- 3 委員（学識経験者である者に限る。）の任期は、区長が委嘱した日から区長に答申した日までとする。

## （委員長、副委員長及び幹事）

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審査委員会に幹事を置く。
- 5 幹事は、委員長の命を受けて会務を処理する。

## （会議）

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、半数以上の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、審査事案に係りのある部課長（これに相当する職にある者を含む。）及び関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

（会議の非公開）

第6条 審査委員会の会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区職員懲戒分限審査委員会	日額 18,000円
----------------	------------

# 第 4 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	<b>足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の施行に伴い、条例の改正を行う。</p> <p><b>1 改正内容</b></p> <p>会計年度任用職員に係る職務に専念する義務の免除に関する規定を整備する。</p> <p>任命権者が別に定める場合に、あらかじめその承認を得て当該職員が職務に専念する義務を免除されることが出来るものとする規定を整備する。</p> <p>※職務専念義務とは、地方公務員法第 3 5 条に規定する「法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」という義務をいう。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>令和 2 年 4 月 1 日</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	

## 足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 昭和49年12月20日条例第40号</p>	<p>○足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 昭和49年12月20日条例第40号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(職務に専念する義務の免除)</p>	<p>(職務に専念する義務の免除)</p>
<p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては足立区教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p>	<p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては足立区教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。<u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、次の各号に規定するもののうち、任命権者が別に定めるもののいずれかに該当する場合において、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</u></p>
<p>(1) 研修を受ける場合 (2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合 (3) 前2号に規定する場合を除くほか、特別区人事委員会が定める場合</p>	<p>(1) 研修を受ける場合 (2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合 (3) 前2号に規定する場合を除くほか、特別区人事委員会が定める場合</p>
<p>付 則 省略</p>	<p>付 則 改正前のおり</p>
	<p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>



# 第 4 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る規定を削除する改正を行うとともに、幼稚園教育職員であった者が福祉（保育）職員となった場合における休暇等の取扱いに係る規定を整備する改正を行う。</p> <p><b>1 改正内容</b></p> <p>(1) 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正</p> <p>ア 次に掲げる休暇等について、幼稚園教育職員であった者に承認されていたものに関しては、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例により承認されたものとみなすための規定を整備する。</p> <p>(ア) 育児短時間勤務に係る 1 週間当たりの正規の勤務時間</p> <p>(イ) 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間</p> <p>イ 幼稚園教育職員であった時に取得した病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の日数及び時間数について、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定に基づき取得したものとみなすための規定を整備する。</p> <p>(2) 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正</p> <p>幼稚園教育職員に係る規定を削除する。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>(1) 上記 1 (1) 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(2) 上記 1 (2) 公布の日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正を行う。

## (第1条関係) 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号</p>	<p>○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号</p>
<p>第1条から第19条まで 省略</p>	<p>第1条から第19条まで 改正前のおり</p>
<p>付 則 (施行期日)</p>	<p>付 則 (施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、平成10年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>第1条 この条例は、平成10年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>第2条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東京都足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項ただし書の規定に基づき定められている正規の勤務時間の割振りは、この条例による改正後の東京都足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定に基づき定められたものとみなす。</p>	<p>第2条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東京都足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項ただし書の規定に基づき定められている正規の勤務時間の割振りは、この条例による改正後の東京都足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定に基づき定められたものとみなす。</p>
<p>2 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項又は第3項の規定に基づき定められている勤務を要しない日は、新条例第4条第2項の規定に基づき定められた週休日とみなす。</p>	<p>2 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項又は第3項の規定に基づき定められている勤務を要しない日は、新条例第4条第2項の規定に基づき定められた週休日とみなす。</p>
<p>3 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の規定に基づき他の日に振り替えられている勤務を要しない日又は割り振られている半日勤務時間は、新条例第5条の規定に基づき定められた週休日又は割り振られた半日勤務時間とみなす。</p>	<p>3 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の規定に基づき他の日に振り替えられている勤務を要しない日又は割り振られている半日勤務時間は、新条例第5条の規定に基づき定められた週休日又は割り振られた半日勤務時間とみなす。</p>
<p>4 この条例の施行の際現に旧条例第7条の規定に基づき与えられている睡眠時間は、新条例第6条第2項の規定に基づく休憩時間とみなす。</p>	<p>4 この条例の施行の際現に旧条例第7条の規定に基づき与えられている睡眠時間は、新条例第6条第2項の規定に基づく休憩時間とみなす。</p>
<p>5 この条例の施行の際現に旧条例第6条第2項の規定に基づき定められている休息時間は、新条例第7条第2項の規定に基づき定められたものとみなす。</p>	<p>5 この条例の施行の際現に旧条例第6条第2項の規定に基づき定められている休息時間は、新条例第7条第2項の規定に基づき定められたものとみなす。</p>

改正前	改正後
なす。	なす。
6 この条例の施行の際現に旧条例第17条の規定に基づき命ぜられている宿直勤務又は日直勤務は、新条例第8条の規定に基づき命ぜられた勤務とみなす。	6 この条例の施行の際現に旧条例第17条の規定に基づき命ぜられている宿直勤務又は日直勤務は、新条例第8条の規定に基づき命ぜられた勤務とみなす。
7 この条例の施行の際現に旧条例第15条の規定に基づき命ぜられている勤務は、新条例第9条の規定に基づく勤務又は新条例第10条から第12条までの規定に基づき特に勤務することを命ぜられた場合の勤務とみなす。	7 この条例の施行の際現に旧条例第15条の規定に基づき命ぜられている勤務は、新条例第9条の規定に基づく勤務又は新条例第10条から第12条までの規定に基づき特に勤務することを命ぜられた場合の勤務とみなす。
8 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項又は第3項の規定に基づき定められている休日は、新条例第11条の規定に基づき定められたものとみなす。	8 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項又は第3項の規定に基づき定められている休日は、新条例第11条の規定に基づき定められたものとみなす。
9 この条例の施行の際現に旧条例第16条第2項の規定に基づき勤務を免除されている日は、新条例第12条第1項の規定に基づき指定された日とみなす。	9 この条例の施行の際現に旧条例第16条第2項の規定に基づき勤務を免除されている日は、新条例第12条第1項の規定に基づき指定された日とみなす。
10 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員のこの条例の施行の日以後の平成10年における年次有給休暇の日数については、新条例第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際の旧条例第9条第1項及び第3項に規定する年次休暇の残日数とする。	10 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員のこの条例の施行の日以後の平成10年における年次有給休暇の日数については、新条例第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際の旧条例第9条第1項及び第3項に規定する年次休暇の残日数とする。
11 この条例の施行の際現に旧条例第9条第4項の規定に基づき承認されている年次休暇は、新条例第13条第3項の規定に基づき承認された年次有給休暇とみなす。	11 この条例の施行の際現に旧条例第9条第4項の規定に基づき承認されている年次休暇は、新条例第13条第3項の規定に基づき承認された年次有給休暇とみなす。
12 この条例の施行の際現に旧条例第10条から第14条までの規定に基づき承認されている休暇は、新条例第15条第1項の規定に基づき承認された特別休暇とみなす。	12 この条例の施行の際現に旧条例第10条から第14条までの規定に基づき承認されている休暇は、新条例第15条第1項の規定に基づき承認された特別休暇とみなす。
13 この条例の施行の際現に旧条例第19条の規定に基づき定められている勤務時間、休憩時間等は、新条例第17条の規定に基づき定められたものとみなす。	13 この条例の施行の際現に旧条例第19条の規定に基づき定められている勤務時間、休憩時間等は、新条例第17条の規定に基づき定められたものとみなす。
14 この条例の施行の際現に旧条例第20条の規定に基づき定められている勤務時間、休日、休暇等は、新条例第18条の規定に基づき定められたものと	14 この条例の施行の際現に旧条例第20条の規定に基づき定められている勤務時間、休日、休暇等は、新条例第18条の規定に基づき定められたものと

改正前	改正後
<p>みなす。</p> <p>15 前各項に規定するもののほか、この条例（次条から付則第5条までの規定を除く。）の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</p>	<p>みなす。</p> <p>15 前各項に規定するもののほか、この条例（次条から付則第5条までの規定を除く。）の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</p> <p><u>第2条の2 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例（令和2年足立区条例第 号）による廃止前の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号。以下「旧幼稚園教育職員勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定に基づき特定職員（令和2年3月31日において旧幼稚園教育職員勤務時間等条例の適用を受けていた職員で、同年4月1日からこの条例の適用を受けることとなるものをいう。以下同じ。）に対し定められた1週間の正規の勤務時間は、第2条第2項の規定に基づき定められたものとみなす。</u></p> <p><u>2 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第16条第1項の規定に基づき特定職員に対し承認された病気休暇で、令和2年4月1日前から同日以後に引き続くものは、第14条第1項の規定に基づき承認されたものとみなす。</u></p> <p><u>3 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第17条第1項の規定に基づき特定職員に対し承認された特別休暇で、令和2年4月1日前から同日以後に引き続くものは、第15条第1項の規定に基づき承認されたものとみなす。</u></p> <p><u>4 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第18条第1項の規定に基づき特定職員に対し承認された介護休暇で、令和2年4月1日前から同日以後に引き続くものは、第16条第1項の規定に基づき承認されたものとみなす。</u></p> <p><u>5 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第18条の2第1項の規定に基づき特定職員に対し承認された介護時間で、令和2年4月1日前から同日以後に引き続くものは、第16条の2第1項の規定に基づき承認されたものとみなす。</u></p> <p><u>6 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第16条から第18条の2までの規定に基づき特定職員に対し承認された休暇及び時間のうち、令和2年4月1日前に特定職員が取得した日数及び時間数は、第14条から第16条の2までの規定に基づき特定職員に承認され、取得した日数及び時間数とみなす。</u></p>

改正前	改正後
付 則 省略	<p>7 前各項に規定するもののほか、特定職員の勤務時間、休日、休暇等に関する必要な経過措置は、規則で定める。</p> <p>付 則 改正前のおり</p> <p>付 則 (令和2年 月 日条例第 号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

(第2条関係) 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月23日条例第33号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立認定こども園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p>	<p>○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月23日条例第33号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>※第3回定例会で改正が成立し、R2.4.1施行予定の箇所</p> <p style="text-align: center;">付 則 省略</p>	<hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">付 則 改正前のおり</p> <p style="text-align: center;">付 則 (令和2年 月 日条例第 号)</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

# 第 4 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る規定を削除する改正を行う。</p> <p><b>1 改正内容</b> 幼稚園教育職員に係る規定を削除する。</p> <p><b>2 施行年月日</b> 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p>
今後の方針	

## 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例 平成14年3月29日条例第2号</p>	<p>○公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例 平成14年3月29日条例第2号</p>
<p>第1条から第3条の2まで 省略</p>	<p>第1条から第3条の2まで 改正前のおとり</p>
<p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与条例等の特例)</p>	<p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与条例__の特例)</p>
<p>第4条 職員派遣後職務に復帰した職員（地方公務員法第57条に規定する単 純な労務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である 職員を除く。第6条において同じ。）に関する足立区職員の給与に関する 条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「職員の給与条例」という。）第 27条又は足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例 第60号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第25条の規定の適用 については、派遣先団体において従事していた業務（当該業務に係る労働 者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を 含む。）を公務とみなす。</p>	<p>第4条 職員派遣後職務に復帰した職員（地方公務員法第57条に規定する単 純な労務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である 職員を除く。第6条において同じ。）に関する足立区職員の給与に関する 条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「職員の給与条例」という。）第 27条_____ _____の規定の適用 については、派遣先団体において従事していた業務（当該業務に係る労働 者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を 含む。）を公務とみなす。</p>
<p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p>	<p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p>
<p>第5条 派遣職員（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。） が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部 内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委 員会規則（以下「人事委員会規則」という。）（<u>幼稚園教育職員（足立区 立認定こども園の園長及び副園長（教育公務員特例法（昭和24年法律第1 号）第2条第1項に定める教育公務員である者に限る。）</u>、<u>教諭並びに養 護教諭をいう。）</u>にあつては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」と いう。）の承認を得て定める足立区教育委員会規則を含む。第14条におい て同じ。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>第5条 派遣職員（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。） が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部 内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委 員会規則（以下「人事委員会規則」という。）_____ _____ _____ _____で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>



第6条 省略

(報告)

第7条 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

第8条から第12条まで 省略

(採用された職員に関する職員の給与条例等の特例)

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員(単純労務職員である職員を除く。以下第16条までにおいて同じ。)に関する職員の給与条例第27条又は幼稚園教育職員給与条例第25条の規定の適用については、特定法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

第14条から第17条まで 省略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、足立区規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条から第17条まで及び次項の規定は、施行日の前日から施行する。(平成14年12月規則第72号で、同15年4月1日から施行)(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)
- 2 第8条から第17条までの規定は、施行日の前日以後に法第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。(足立区職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 足立区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条 改正前のおり

(報告)

第7条 任命権者は、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

第8条から第12条まで 改正前のおり

(採用された職員に関する職員の給与条例\_\_の特例)

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員(単純労務職員である職員を除く。以下第16条までにおいて同じ。)に関する職員の給与条例第27条\_\_\_\_\_の規定の適用については、特定法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

第14条から第17条まで 改正前のおり

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、足立区規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条から第17条まで及び次項の規定は、施行日の前日から施行する。(平成14年12月規則第72号で、同15年4月1日から施行)(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)
- 2 第8条から第17条までの規定は、施行日の前日以後に法第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。(足立区職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 足立区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「及び地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に、「には、その休職又は育児休業」を「及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業又は派遣」に改める。

（足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

4 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び教育公務員特例法第20条の5第1項の規定による大学院修学休業中の」を「、教育公務員特例法第20条の5第1項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された」に、「又は大学院修学休業」を「、大学院修学休業又は派遣」に改める。

付 則 省略

第26条第2項中「及び地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に、「には、その休職又は育児休業」を「及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業又は派遣」に改める。

（足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

4 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び教育公務員特例法第20条の5第1項の規定による大学院修学休業中の」を「、教育公務員特例法第20条の5第1項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された」に、「又は大学院修学休業」を「、大学院修学休業又は派遣」に改める。

付 則 改正前のおり

付 則（令和2年 月 日条例第 号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 第 4 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る規定を削除する改正を行う。</p> <p><b>1 改正内容</b> 幼稚園教育職員に係る規定を削除する。</p> <p><b>2 施行年月日</b> 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p>
今後の方針	

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年12月27日条例第40号</p> <p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）第27条及び足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第60号）第25条の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>付 則 省略</p>	<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年12月27日条例第40号</p> <p>第1条から第4条まで 改正前のおり</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）第27条 _____ _____の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>付 則 改正前のおり</p> <p>付 則（令和2年 月 日条例第 号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

# 第 4 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る規定を削除する改正を行うとともに、幼稚園教育職員であった者が福祉（保育）職員となった場合における部分休業の取扱いに係る規定を整備する改正を行う。</p> <p><b>1 改正内容</b></p> <p>(1) 足立区職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <p>ア 幼稚園教育職員に係る規定を削除する。</p> <p>イ 幼稚園教育職員であった者に承認されていた部分休業に関しては、足立区職員の育児休業等に関する条例により承認されたものとみなすための規定を整備する。</p> <p>(2) 足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正</p> <p>幼稚園教育職員に係る規定を削除する。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>(1) 上記 1 (1) 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(2) 上記 1 (2) 公布の日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	足立区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正を行う。

## (第1条関係) 足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>○足立区職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月31日条例第2号</p> <p>第1条から第8条まで 省略</p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項若しくは第4条第2項又は足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年足立区条例第59号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。)第4条第2項若しくは第5条第2項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日(勤務時間条例第4条第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第5条第1項に規定する週休日という。以下同じ。)とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>第10条から第14条まで 省略</p> <p>(部分休業の承認)</p>	<p>○足立区職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月31日条例第2号</p> <p>第1条から第8条まで 改正前のおり</p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項又は第4条第2項_____の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日(勤務時間条例第4条第1項_____に規定する週休日という。以下同じ。)とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>第10条から第14条まで 改正前のおり</p> <p>(部分休業の承認)</p>

改正前	改正後
<p>第15条 省略</p> <p>※第3回定例会で改正が成立し、R2.4.1施行予定の箇所</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>※第3回定例会で改正が成立し、R2.4.1施行予定の箇所</p>	<p>第15条 改正前のおり</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項_____の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項_____の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 改正前のおり</p>
<p>第16条から第18条まで 省略</p> <p>付 則 省略</p>	<p>第16条から第18条まで 改正前のおり</p> <p>付 則 改正前のおり</p> <p>付 則 (令和2年 月 日条例第 号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (部分休業に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正前の足立区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第15条の規定に基づき特定職員（施行日の前日において改正前の条例の適用を受けていた足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第4条に規定する認定こども園の教諭で、施行日以後この条例による改正後の足立区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の適用を受けることとなるものをいう。）に対し承認された部分休業は、改正後の条例第15条の規定に基づき承認されたものとみなす。</p>

(第2条関係) 足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 令和元年10月23日条例第36号</p> <p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)第18条第1項、<u>足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年足立区条例第60号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)</u>第19条第1項並びに足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年足立区条例第29号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第22条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給与条例第23条、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては報酬額)</u>を減額して給与を支給する。</p> <p>※第3回定例会で改正が成立し、R2.4.1施行予定の箇所</p>	<p>○足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 令和元年10月23日条例第36号</p> <p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)第18条第1項</p> <hr/> <p>並びに足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年足立区条例第29号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第22条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給与条例第23条</u>並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては報酬額)を減額して給与を支給する。</p>
<p>付 則 省略</p>	<p>付 則 改正前のとおり</p> <p>付 則 (令和2年 月 日条例第 号) <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>



# 第 4 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る規定を削除する改正を行うとともに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の施行に伴い、規定を整備する改正を行う。</p> <p><b>1 改正内容</b></p> <p>（1）幼稚園教育職員に係る規定を削除する。</p> <p>（2）臨時的任用について規定していた地方公務員法第 2 2 条第 2 項から第 7 項までが、同法第 2 2 条の 3 に移行する。このため、本条例中で引用している「地方公務員法第 2 2 条第 1 項」を「地方公務員法第 2 2 条」に改める。</p> <p>※ 法改正に伴う、文言整理に係る条例改正である。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	

## 足立区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区職員の配偶者同行休業に関する条例 平成26年10月27日条例第58号</p>	<p>○足立区職員の配偶者同行休業に関する条例 平成26年10月27日条例第58号</p>
<p>第1条 省略</p> <p>(配偶者同行休業の承認)</p> <p>第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。ただし、次に掲げる職員は除く。</p> <p>(1) <u>法第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(2) 足立区職員の定年等に関する条例（昭和59年足立区条例第3号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>	<p>第1条 改正前のおり</p> <p>(配偶者同行休業の承認)</p> <p>第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。ただし、次に掲げる職員は除く。</p> <p>(1) <u>法第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(2) 足立区職員の定年等に関する条例（昭和59年足立区条例第3号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>
<p>第3条から第6条の2まで 省略</p>	<p>第3条から第6条の2まで 改正前のおり</p>
<p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</p> <p>(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号）第15条第1項又は足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号）第17条第1項に規定する妊娠出産休暇を承認することとなったこと。</p>	<p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</p> <p>(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号）第15条第1項 _____ に規定する妊娠出産休暇を承認することとなったこと。</p>

改正前	改正後
<p>(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業を承認することとなったこと。</p> <p>第8条及び第9条 省略</p> <p>付 則（省略）</p>	<p>(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業を承認することとなったこと。</p> <p>第8条及び第9条 改正前のおり</p> <p>付 則（改正前のおり）</p> <p><u>付 則（令和2年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 4 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る規定を削除する改正を行うとともに、会計年度任用職員が給与を受けながら職員団体のため業務を行い、又は活動することができることとするための規定を整備するため、改正を行う。</p> <p><b>1 改正内容</b></p> <p>(1) 幼稚園教育職員に係る規定を削除する。</p> <p>(2) 休日及び代休日であって、その日に任命権者が勤務を命じていない場合には、会計年度任用職員が給与を受けながら職員団体のため業務を行い、又は活動することができることとする規定を整備する。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	

## 足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 昭和49年12月20日条例第42号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。</p> <p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合</p> <p>(2) 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第10条及び第11条又は<u>足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条又は幼稚園教育職員勤務時間条例第14条</u>の規定により指定された代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</p> <p>(3) 勤務時間条例第13条第3項又は<u>幼稚園教育職員勤務時間条例第15条第3項</u>の規定により年次有給休暇を与えられている場合</p> <p>(4) 法第28条第2項第2号の規定により退職を命ぜられている場合</p> <p>付 則 省略</p>	<p>○足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 昭和49年12月20日条例第42号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。</p> <p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合</p> <p>(2) 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第10条及び第11条又は<u>足立区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年足立区規則第44号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第11条</u>の規定による休日並びに勤務時間条例第12条又は<u>会計年度任用職員勤務時間規則第12条</u>の規定により指定された代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</p> <p>(3) 勤務時間条例第13条第3項又は<u>会計年度任用職員勤務時間規則第13条第4項</u>の規定により年次有給休暇を与えられている場合</p> <p>(4) 法第28条第2項第2号の規定により退職を命ぜられている場合</p> <p>付 則 改正前のおり</p> <p>付 則 (令和2年 月 日条例第 号) <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 4 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、給与に関し必要な事項を定めるとともに幼稚園教育職員に係る規定を削除する改正を行う。</p> <p><b>1 改正内容</b></p> <p>幼稚園教育職員に係る規定を削除するとともに、幼稚園教育職員給与条例の給料表の適用を受けていた職員が、足立区職員給与条例の給料表の適用を受ける際の給与について規定する。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	

## 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表（抄）

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>(1) <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立認定こども園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）</u></p> <p>(2) <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</u></p> <p>付 則（この一部改正条例のもの）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表（抄）

改 正 前	改 正 後
	<p>付 則（当初制定付則）</p> <p>11 <u>令和2年3月31日において、足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例（令和 年足立区条例第 号）による廃止前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第60号）別表第1の給料表の適用を受けていた職員で、同年4月1日からこの条例の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号給は、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</u></p> <p>付 則（この一部改正条例のもの）</p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>



# 第 5 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 2 8 年法律第 2 9 号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されることに伴い、関連条例の改正を行う。</p> <p><b>1 改定内容</b> 足立区職員の旅費に関する条例第 3 条 3 項において、『成年被後見人及び被保佐人』に係る規定の文言整理を行う。</p> <p><b>2 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p>
今後の方針	

## 足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表（抄）

改正前	改正後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第5号まで、若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (省略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (省略)</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

# 第 5 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>児童相談所の業務の特殊性を考慮し、児童相談所で勤務する職員が対象業務に従事した場合、日額の特殊勤務手当を支給する旨 2 3 区で申し合わせが行われた。このことに伴い、条例改正を行う。</p> <p><b>1 改定内容</b></p> <p>(1) 児童相談所に勤務する職員で、児童の一時保護業務に従事した者について、日額 1, 4 7 0 円の特殊勤務手当を支給する業務を福祉業務手当に追加する。</p> <p>(2) 児童相談所に勤務する職員で、児童の福祉に関し、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した者について、日額 4 9 0 円の特殊勤務手当を支給する業務を福祉業務手当に追加する。</p> <p>(3) 「福祉事務所業務手当」を「福祉業務手当」に名称変更する。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	足立区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正を行う。

## 足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表（抄）

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特殊現場業務手当</p> <p>(2) 防疫等業務手当</p> <p>(3) 福祉事務所業務手当</p> <p>(4) 清掃業務手当</p> <p>(福祉事務所業務手当)</p> <p>第9条 <u>福祉事務所業務手当は、福祉事務所に勤務する職員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める業務を行うため家庭を訪問したとき又は面接業務に従事したとき、及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める業務を行うため面接業務に従事したときに、支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>460円</u>を超えない範囲内において、規則で定める。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特殊現場業務手当</p> <p>(2) 防疫等業務手当</p> <p>(3) 福祉業務手当</p> <p>(4) 清掃業務手当</p> <p>(福祉業務手当)</p> <p>第9条 <u>福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p>(1) <u>福祉事務所に勤務する職員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める業務を行うため家庭を訪問したとき又は面接業務に従事したとき、及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める業務を行うため面接業務に従事したとき。</u></p> <p>(2) <u>児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第11条第1項第2号ホに定める業務に従事したとき又は同法第12条第2項に定める業務（同法第11条第1項第2号ホに定める業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき。</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>1,470円</u>を超えない範囲内において、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 5 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る規定を削除する改正を行う。</p> <p><b>1 改正内容</b> 幼稚園教育職員に係る規定を削除する。</p> <p><b>2 施行年月日</b> 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p>
今後の方針	足立区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正を行う。

## 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表（抄）

改正前	改正後
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、区から給料を支給される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第60号。以下「教育条例」という。）第3条に定める給料を支給される職員</u></p> <p>2 (省略)</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、区から給料を支給される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第8条 地方公務員法第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき勸奨を受け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項の基本給月額、給与条例及び教育条例に規定する給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 (省略)</p>	<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第8条 地方公務員法第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき勸奨を受け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項の基本給月額は、給与条例に規定する給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 (省略)</p>
<p>(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)</p> <p>第12条の2 第5条から第8条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額</p>	<p>(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)</p> <p>第12条の2 第5条から第8条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額</p>

改正前	改正後
<p>は、第5条から第8条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p><u>2 第5条から第8条までの規定において退職時に足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年足立区条例第61号）第3条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第5条から第8条までの規定又は前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</u></p> <p><u>3 第13条第5項の規定により在職期間が通算されることと定められている東京都、東京都公営企業、他の特別区及び特別区の一部事務組合の職員の当該期間内に当該東京都、東京都公営企業、他の特別区及び特別区の一部事務組合の条例等により、前2項の給料の調整額及び教職調整額（以下「給料の調整額等」という。）と同様のものを受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は、前2項の給料の調整額等を受けていた期間及び額とみなす。</u></p>	<p>は、第5条から第8条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p><u>2 第13条第5項の規定により在職期間が通算されることと定められている東京都、東京都公営企業、他の特別区及び特別区の一部事務組合の職員の当該期間内に当該東京都、東京都公営企業、他の特別区及び特別区の一部事務組合の条例等により、前項の給料の調整額と同様のものを受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は、前項の給料の調整額を受けていた期間及び額とみなす。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 5 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	<b>旧上沼田中学校解体工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> ショキタ・一ノ関建設共同企業体 代表者 株式会社ショキタ 代表取締役 諸喜田 恵勝 東京都足立区鹿浜六丁目 3 5 番 2 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 2 3 5, 9 7 2, 0 0 0 円 (落札率 8 1. 6 0 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 3 1 足総契契第 0 1 0 6 6 7 号</p> <p><b>4 工 期</b> 令和 2 年 1 0 月 3 0 日</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区江北五丁目 1 4 番 1 号</p> <p><b>6 工事内容</b> (1) 工事概要・工事種別等 ア 解体工事 イ 外構一部撤去工事 ウ アスベスト除去工事 エ 埋戻、整地 (2) 解体建築物概要 ア 校舎・体育館棟 R C 造 4 階建 延床面積 4, 6 9 9. 6 4 m<sup>2</sup> イ その他 体育倉庫、陶芸小屋、自転車駐車場等</p> <p><b>7 そ の 他</b> (1) 仮契約年月日 令和 2 年 2 月 5 日 (2) 入札・開札年月日 令和 2 年 2 月 4 日 (3) 入札参加事業者数 6 建設共同企業体 (無効 1 建設共同企業体 辞退 1 建設共同企業体) (4) 予定価格 2 8 9, 1 6 8, 0 0 0 円 (事前公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	



# 第 5 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	<b>教師用指導書の購入について</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 東京都東部教科書供給株式会社 代表取締役社長 知久 明彦 東京都葛飾区新小岩二丁目 2 0 番 1 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 88, 537, 900円 (落札率 100%)</p> <p><b>3 契約方法</b> 特命随意契約</p> <p><b>4 契約番号</b> 31足総契契第022583号</p> <p><b>5 納 期</b> 令和2年3月31日</p> <p><b>6 納入場所</b> 千寿小学校 外69か所</p> <p><b>7 契約内容</b> 小学校教師用指導書を購入する。  (1) ひろがる言葉 小学国語 629セット  (2) ひろがる言葉 小学国語 別冊 420冊  (3) 小学書写 490セット  (4) 小学社会 350セット  (5) 楽しく学ぶ小学生の地図帳 277セット  (6) 小学算数 420セット  (7) みんなと学ぶ 小学校 理科 557セット  (8) せいかつ上 みんな なかよし 70セット  (9) 小学音楽 音楽のおくりもの 490セット  (10) 図画工作 210セット  (11) 新しい家庭 140セット  (12) 新しい保健 140セット  (13) NEW HORIZON 210セット  (14) 新・みんなの道徳 420セット</p> <p><b>8 その他</b>  (1) 仮契約年月日 令和2年1月22日  (2) 見積書提出日 令和2年1月22日  (3) 見積参加事業者数 1者  (4) 予 定 価 格 88, 537, 900円</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

# 第 5 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	<b>新田学園新校庭その他工事請負契約の変更について</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 東京三田組・太和工業建設共同企業体 代表者 株式会社東京三田組 代表取締役 三田 哲司 東京都足立区北加平町 2 1 番 2 号</p> <p><b>2 契約金額</b> (1) 当初契約金額 6 0 9, 4 0 0, 0 0 0 円 (2) 増 額 金 額 1 2 0, 5 4 9, 0 0 0 円 (3) 変更後契約金額 7 2 9, 9 4 9, 0 0 0 円 (増額率 1 9. 7 8 %) ※契約金額には消費税を含む。</p> <p><b>3 契約年月日</b> 令和元年 6 月 2 4 日</p> <p><b>4 契約番号</b> 3 1 足総契契第 0 1 0 2 8 0 号</p> <p><b>5 工 期</b> (1) 当 初 工 期 令和元年 6 月 2 5 日から 令和 2 年 3 月 1 3 日 (2) 変更後工期 令和元年 6 月 2 5 日から 令和 2 年 7 月 3 1 日</p> <p><b>6 工事場所</b> 足立区新田二丁目 3 0 番</p> <p><b>7 契約変更理由および内容</b> (1) 防球ネット範囲の拡大、フェンスの高さ変更 (1. 2 m から 1. 8 m へ) 及び開閉式門扉を追加する。 (2) 施設の安全性を高めるため、更衣室棟の放送室、倉庫を守衛室、運転手控室、主事室へ変更し、それぞれに空調、電気設備を設置する。 (3) 防犯カメラを増設する (3 台から 8 台へ)。 (4) 土壌汚染追加対策として、施工中の汚染対策範囲から地下水による汚染拡大を防止するため遮水壁を設置する。 (5) 土壌汚染対策の必要範囲拡大による処分土量の増加。</p> <p><b>8 契約変更 (仮承諾) 年月日</b> 令和 2 年 2 月 3 日</p> <p><b>9 その他</b> 議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が 1 0 0 分の 1 0 を超えるため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例 (昭和 3 9 年足立区条例第 1 号) 第 2 条の規定に基づき、本件を提出する。</p>
今後の方針	